「京都市公契約条例案」京都市職労モデル

＜条例の目的＞
第1条
この条約は、京都市が行う公契約によって、市民サービスの維持・向上と、その業務に従事する労働者の適正な賃金・労働条件を確保するとともに、市内中小企業の発展と地域循環型経済の実現によって地域経済を活性させること。あわせて、市民が安心して暮らし続けられる豊かな地域社会を実現することを目的とする。

＜基本理念＞
第2条
1. 京都市は市民の命と暮しを守ると共に、雇用の確保に努め、地域経済を活性化させるため、保有する行財政権限を最大限に発揮しなければならない。また、本条例の目的を達成するため、公契約に関わる企業に対して必要な手立てを講じなければならない。
2. 公契約に関わる企業は、法令等の遵守はもとより、労働者の更なる福祉の向上と共に、市民や地域に対する社会貢献に努めなければならない。
3. 京都市は公契約を行うにあたっては、市内に本社を置く業者を優先しなければならない。受注者は下請負などに業務委託をする場合、同様の措置を講じなければならない。

＜定義＞
第3条
この条例における公契約業務とは、京都市が発注する工事、製造、サービス（指定管理を含む）など全ての委託業務の事を言い、契約形式については問わない。尚、物品契約についても、本条例の趣旨にもとづき、本条例に準じた労働条件の確保に向け努力すること。

＜適用範囲＞
第4条
この条例は、京都市が発注する公契約業務の内、予定価格が1,000 万円以上の契約を対象とする。
第5条
この条例は、第4条に基づく契約業務に従事する以下の者に適用する。
(1) 受注者に雇用され、専ら契約業務に従事する者
(2) 下請負者に雇用され、専ら契約業務に従事する者
(3) 受注者又は下請負者に派遣され、専ら契約業務に従事する者
(4) 受注者又は下請負者と請負契約を締結した者
(5) (4) に雇用・派遣・業務委託された者で、専ら契約業務に従事する者
(6) これらに準ずる者

＜適用労働者等の賃金及び労働条件の最低保障＞
第6条
第5条に定める者の賃金は京都市職員の高校卒業初任給に相当する額を最低限とし、その額を下回らない範囲で、業務毎の最低賃金額を別に市長が定めるものとする。その際、公共建設又は土木事業の請負契約に従事する者は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いるため毎年度決定する公共工事設計労務単価を勘案しなければならない。
第7条
受注者は、第5条に定める者について、健康保険法、厚生年金法、雇用保険法、その他の法令が遵守されるようにしなければならない。
第8条
受注者は、受注した公契約業務を良好に実施するため、適正な人員配置をはじめとした十分な労働条件を確保するとともに、第5条に定める者に対する労働安全衛生を充実させ、教育･研修の機会を補償しなければならない。
第9条
第5条に定める者は第6条が適正に履行されていない場合、京都市長に対して調査･是正を求めることができる。

＜立入検査＞
第10条
市長は、この条例の履行状況を確認するため当該事業所に立ち入り、帳簿及び労働条件に関係する書類等の提出を求め、使用者及び適用労働者等に対して質問を行うことができる。

＜適用労働者等への周知＞
第11条
受注者は、次の各号に掲げる事項を、その業務の実施される事業場において掲示し、又は従事する者に書面を交付することによって、適用労働者等に周知しなければならない。
(1) 適用労働者等の範囲
(2) 第6条によって市長が定めた賃金の最低保障額
(3) 所定休日および所定労働時間
(4) 第10条の立入検査の申出をする場合の連絡先

＜受注者の責任＞
第12条
公契約業務に従事し、第5条(2)、(3)及び(5)に掲げる者に支払われた賃金が、第6条で市長が定めた最低賃金額を下回った場合、受注者は、その差額分の賃金を支払わなければならない。

＜是正措置＞
第13条
1. 市長は第10条による立入検査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めたときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講じることを命じなければならない。
2. 受注者は、前項の規定による必要な措置を速やかに講じ、市長が定める期日までに市長に報告しなければならない。

＜公契約の解除＞
第14条
市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当した場合は、市と受注者との公契約を解除することができる。
(1)第10条における立入検査および書類の提出を拒否･妨げを行ったとき。また、質問や書類において虚偽の答弁･報告をした場合。
(2)第13条における命令や報告を守らなかった場合。

＜公表＞
第15条
市長は、第14条の規定により公契約を解除した場合は、市長が別に定めた方法で公表するものとする。

＜損害賠償＞
第16条
第14条の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、市長はその損害を補償する責任は負わない。
第17条
受注者は第14条の規定による公契約の解除が行われたことによって市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めた場合はこの限りでない。

＜市の責任＞
第18条
1. 第6条で定めた最低賃金額が支払われなかった場合、市長は受注者に契約金から本来支払われるべき賃金差額を控除し、当該の労働者等に直接支払うことができる。
2. 市長は第5条に定める者の雇用が継続できるように努力しなければならない。